改正後	改正前
(ア)　pH 試験液及び水を各20mL採り、日本薬局方（令和３年６月厚生労働省告示第220号）一般試験法（以下「日局」という。）のpH測定法により試験を行うとき、両液のpHの差は、1.0以下である。	(ア)　pH 試験液及び水を各20mL採り、日本薬局方（昭和61年３月厚生省告示第58号）一般試験法（以下「日局」という。）のpH測定法により試験を行うとき、両液のpHの差は、1.0以下である。
(イ)・(ウ)　(略)	(イ)・(ウ)　(略)
(3)　(略)	(3)　(略)

（医療用接着剤基準の一部改正）

第二条　医療用接着剤基準（昭和四十五年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅱ　医療用接着剤の品質基準及び試験法 医療用接着剤の品質基準及び試験法は次のとおりとする。ただし、次に掲げる品質基準及び試験法と同等以上の品質、有効性及び安全性を担保することができる品質基準及び試験法がある場合には、それを用いることができる。	Ⅱ　医療用接着剤の品質及び試験法 （新設）
(1)　物理試験 （削る） 本品を岩塩板にうすくぬり、硬化後赤外吸収スペクトルを測定するとき、2220 cm^{-1}付近、1740 cm^{-1}付近及び1250cm^{-1}付近にそれぞれ吸収の極大を認める。	(1)　物理試験 ア　外観 本品は、ほとんど無色澄明の液である。 イ　赤外吸収スペクトル 本品を岩塩板にうすくぬり、硬化後赤外吸収スペクトルを測定するとき、2220 cm^{-1}付近、1740 cm^{-1}付近及び1250cm^{-1}付近にそれぞれ吸収の極大を認める。
(2)　(略)	(2)　(略)
(3)　化学試験 ア　強熱残分 本品５gをとり、日本薬局方（令和３年６月厚生労働省告示第220号）一般試験法（以下「日局」という。）に規定する強熱残分試験法により試験を行なうとき、0.1％以下である。	(3)　化学試験 ア　強熱残分 本品５gをとり、日本薬局方（昭和51年４月厚生省告示第44号）一般試験法（以下「日局」という。）に規定する強熱残分試験法により試験を行なうとき、0.1％以下である。
イ　(略)	イ　(略)
(4)　(略)	(4)　(略)

（視力補正用コンタクトレンズ基準の廃止）

第三条　視力補正用コンタクトレンズ基準（平成十三年厚生労働省告示第三百四十九号）を廃止する。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

その他告示

○農林水産省告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町栃折峠三五八、三五九、字峯三六一の二、三六一の三、三六一の五から三六一の八まで、三六二の一、三六二の三から三六二の六まで、三六三の一、三六三の三から三六三の七まで、三六五の一から三六五の二〇まで、三六六、三六七の一から三六七の五まで、三六七の七から三六七の一八まで、三六八の一から三六八の五まで、三七〇の三、三七一、三七二、字間平四一五の五、四一五の六、四一五の九から四一五の一二まで、四一七の一から四一七の九まで、四一九の一、四一九の二、四一九の四から四一九の七まで、四二〇の二から四二〇の四まで、字泉四二一の一から四二一の一二まで、四二一の二から四二一の五まで、四二二の七から四二二の一七まで、字細尾四三九の一から四三九の六まで、四三九の八から四三九の一二まで、四四〇の一から四四〇の六まで、四四〇の八、四四〇の一〇、四四一の一、四四一の二、四四一の七、四四一の五から四四一の八まで、四四一の一一から四四一の一四まで、四四二の一六、四四二の一七、四四三、字南山三三八四の二、三三八五から三三八七まで、三三八九から三三九四まで、三三九三の二、三三九六から三三九八まで、三四〇五、三四四五から三四四八まで、三四五一から三四五九まで、三四六二の二、三四六二から三四七〇まで、三四七二の二、三四七二から三四七五まで、三四七二の三、字桂ノ平三四七六から三四八三まで、三四八七から三四九二まで、三四九七から三五〇〇まで、三五〇二から三五〇四まで、三五〇五の一、三五〇五の二、三五〇七の一、三五〇七の二、三五〇八、三五一一、三五一二、三五一三の二、三五三一の二、三五三二、三五三三、三五四八、三五五〇、三五五一、三五五三から三五五八まで、三五六一、三五六一の二、三五七一、字狢ケ峯三六二一から三六二六まで、三六三〇、三六三五から三六四〇まで、三六四二から三六四八まで、三六四九の二、三六五〇から三六五五まで、三六五七から三六六一まで、三六六四から三六七一まで、三六六八の二、三六六九の二、字地極谷三六七二から三六七五まで、三六七九、三六九〇から三六九五まで、三六九七から三七〇〇まで、三七〇二から三七〇五まで、三七〇八から三七一〇まで、三七一二から三七一七まで、三七一八の一、三七一八の二、三七二一、三七二三から三七三九まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。